

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都港区港南一丁目8番15号

氏名 日本貨物鉄道株式会社

代表取締役 犬飼 新

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

高松市長 大西 秀 人



許可の年月日

令和6年1月4日

許可の有効年月日

令和10年10月15日

1. 事業の範囲

(1) 取り扱う産業廃棄物の種類

①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦紙くず ⑧木くず ⑨繊維くず ⑩ゴムくず ⑪金属くず ⑫ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。)以上

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含む。
水銀含有ばいじん等	含む。

(2) 積替え又は保管：積替え又は保管を含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

余 白

3. 許可の条件

余 白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年10月16日 (当初許可)

平成15年10月16日 (更新許可)

平成20年10月16日 (更新許可)

平成21年11月10日 (変更許可)

平成23年1月17日 (変更許可)

平成25年10月16日 (更新許可)

平成30年10月24日 (更新許可)

令和6年1月4日 (更新許可)

令和7年8月7日 (本店住所変更に伴う書換え交付)

5. 積替え許可の有無

余 白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

備考